

京都市告示第 6 3 4 号

地方自治法施行令第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき，次の者を京都市公金  
収納受託者として，公の施設に係る公金の徴収及び収納事務を委託します。

令和 4 年 3 月 2 8 日

京都市長 門川 大作

京都市公金 収納受託者	委託をする徴収及び 収納事務の内容	委託する期間
フジカ株式会社	三条千本保管所における放置自 転車等の撤去及び保管の費用の 徴収及び収納事務	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
同上	国際会館駅保管所における放置 自転車等の撤去及び保管の費用 の徴収及び収納事務	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
同上	石田保管所における放置自転車 等の撤去及び保管の費用の徴収 及び収納事務	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(建設局自転車政策推進室)